

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
（当日は、  
翌日）

## 目 次

- ◆規 則 鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◆告 示 林業改善資金貸付基準の一部改正

## 規 則

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第六十六号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則（昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号）

の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「団地間伐促進資金」の下に「高品質材生産資金」を加える。

別表第一号の項中5を6とし、4を5とし、同項の3中「しいたけ加温機、しいたけ乾燥機」を「きのこ生産用の機械・施設」に、

しいたけ加温機で知事が定める基準に適合するものを設置する場合にあつては、一セツトにつき三十六万円

しいたけ乾燥機で知事が定める基準に適合するものを設置する場合にあつては、一セツトにつき七十二万円

きのこ生産用の機械・施設で知事が定める基準に適合するものを購入し、又は設置する場合にあつては、一台につき二百万円

改め、同表第一号の項中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

### 2 高品質材生産資金

知事が定める基準に基づき、しば丸太その他の高品質材を生産するための作業路を開設し、若しくは改良し、若しくは特別の保育を行い、又は当該高品質材の伐採若しくは搬出を行うのに必要な資金	高品質材の生産（当該高品質材を生産するための作業路の開設又は改良を含む。）に係る森林一ヘクタールにつき四十五万円	五年以内
---	--	------

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県林業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている林業改善資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第千六十号

林業改善資金貸付基準（昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号）の一部を次のように改正する。

昭和六十一年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一の表中第五号の項を第六号の項とし、第四号の項を第五号の項とし、同表第三号の項貸付内容の欄中4を次のように改める。

4 きこの生産用の加温機、乾燥機、かん水施設、浸水施設、保冷库、ほだ木運搬用の機械・施設、植菌機、遮光施設、培地製造用機械、殺菌釜、加湿機、菌掻機又は掻出機の購入又は設置に必要な費用

第一の表第三号の項貸付内容の欄中5を削り、6を5とし、以下一ずつ繰り上げ、同表中同項を第四号の項とし、第二号の項を第三号の項とし、第一号の項の次に次のように加える。

<p>二 高品質材 生産資金</p>	<p>○・一ヘクタール以上の面積の高品質材の生産に適した立木が存在する林分において、しば丸太その他の高品質材を生産するのに必要な費用のうち、次に掲げる費用</p>	<p>一と同じ 五月、八六月、九月又は十月又は十一月</p>
<p>1 高品質材生産用作業路の開設又は改良に必要な費用</p>	<p>2 作業現場から山元土場までの高品質材生産の実施に必要な費用（トラクタ、林内作業車、運搬用自動車等の使用料（機械・施設の償却費、整備費及び燃料費）、高品質材生産のための特別保育に必要な資材の購入に必要な費用及び作業労賃）</p>	<p>二月 月</p>